

北海道教育庁檜山教育局における物品購入契約について

北海道教育庁檜山教育局では、一部の物品購入契約において定時見積合わせによる契約を行います。

定時見積合わせとは、定期的に決まった日時に契約条項を示し、参加業者の皆様から見積書を徴収し、契約の相手方を決定する方法です。

なお、詳細は次のとおりです。

参加を希望される方は、檜山教育局企画総務課総務係までお問い合わせください。

1 定時見積合わせ対象契約

物品購入契約：総額30万円未満（税込み）の物品（文具、用紙、事務機器用消耗品等）。

2 定時見積合わせ執行日時

（1）物品購入契約：毎月の第2火曜日及び第4火曜日
（ただし、閉庁日の場合は原則翌開庁日とする。）

・契約物件提示時間：午前10時00分から午後5時まで

・見積書提出期限：郵送等の場合は、見積物件を示した翌日まで、当局の事務所設置の見積箱に投函の場合は、提示見積物件を示した当該週の木曜日の午前10時00分まで（ただし、閉庁日の場合は原則翌開庁日とする。）

3 定時見積合わせの参加方法

定時見積合わせに参加を希望する方は、次のいずれかの要件を満たしていることが、必要です。

（1）当該年度の物品の購入契約競争入札参加資格を有しており、かつ、指名競争入札の参加を排除若しくは停止されていないこと。

（2）物品供給参加申込者であり、かつ、指名競争入札参加排除の要件若しくは指名停止の要件に該当する事実があることにより、一定期間契約の相手方とされていない者でないこと。

以上の要件を満たしている方で定時見積合わせに参加を希望される方は、檜山教育局長へ「物品の購入に係る定時見積参加申込書」を提出してください。

檜山教育局長は上記申請書を受理後、内容を審査し、定時見積参加者指名通知を申請者あてに送付します。

業者の皆様は、上記参加者指名通知を受理後の次の定時見積合わせから参加可能です。

4 問い合わせ先

詳細は檜山教育局企画総務課総務係へお問い合わせください。

〒043-8558

北海道檜山郡江差町字陣屋町336-3

北海道教育庁檜山教育局企画総務課総務係

電話0139-52-6521

FAX0139-52-1368